旧宅地造成関係手数料一覧

旧宅地造成等規制法関係 (1) 宅地造成許可申請(法第8条)

切土又は盛土する土地の面積				申請手数料		
	以下の場			12,000円		
	を超え	1, 000 m²		21,000円		
$1,000\mathrm{m}^2$	を超え	$2,000\mathrm{m}^2$	以下	31,000円		
	を超え	5, 000 m²		47,000円		
$5,000\mathrm{m}^2$		$10,000\mathrm{m}^2$		67, 000円		
$10,000\mathrm{m}^2$	を超え	20, 000 m²		110,000円		
$20,000\mathrm{m}^2$		$40,000\mathrm{m}^2$		170,000円		
$40,000\mathrm{m}^2$		$70,000\mathrm{m}^2$	以下	250,000円		
$70,000\mathrm{m}^2$		$100,000\mathrm{m}^2$	以下	340,000円		
$100,000\mathrm{m}^2$	を超える	場合	•	420,000円		

(2) 宅地造成変更許可申請(法第12条)

変更許可申請1件につき、次に掲げる額の合計額

- ただし、その額が420,000円を超えるときは、手数料額は420,000円とする。 (ア) 宅地造成に関する工事の計画の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く)については、切土又は盛土をする土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、 切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に 応じ、新規許可申請に規定する額に10分の1を乗じて得た額。 (イ) 新たな切土又は盛土の編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切
 - 土又は盛土をする土地の面積に応じ、新規許可申請に規定する額。

(3) その他

(0) (0)	
手続名	申請手数料
宅地造成工事許可申請台帳記載証明書	300円